

第2章 補正の却下

1. 概要

意匠法第17条の2の規定による補正の却下とは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき、審査官が決定をもってその補正を却下することをいう。

2. 補正の却下に係る基本的な考え方

補正は、書類等が出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われるという効果を生じるものであるから、出願当初に記載されていた内容を自由に補正できるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなり、また、審査官が迅速な審査を行うことも困難となる。そのため、願書の記載又は図面等の補正は、意匠の要旨を変更しない範囲に限定されており、これを変更する補正は審査官が決定をもって却下する。

3. 意匠の要旨

3.1 意匠の要旨

願書の記載及び願書に添付した図面等は、登録意匠の範囲を定める基礎となる美的創作として出願された意匠の内容を表しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨という。

3.2 意匠の要旨の認定

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に意匠の要旨を導き出すことを意匠の要旨の認定という。

4. 意匠の要旨の変更

4.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正が、以下のいずれかに該当する場合、審査官は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

4.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、審査官は、このような補正について、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

4.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正を認めることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、審査官は、このような補正についても、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

4.1.3 意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等において開示していない範囲を、意匠登録を受けようとする範囲とする補正、すなわち、意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正について、審査官は意匠の要旨を変更するものであると判断する。

(ただし、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨記載した場合を除く)

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等により意匠登録を受けようとする範囲であることが示唆されており、形状についても示されている場合、審査官は、当該範囲を補正により追加しても意匠の要旨を変更するものではないと判断する。

4.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類

出願当初と補正後の各々の意匠について比較を通じた判断において、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該補正が以下のいずれかに該当する場合、審査官は、当該補正について、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する。

4.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していたとしても、その記載不備が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが、総合的に判断して明らかであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるときに、不備のない記載に訂正する補正について、審査官は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する（第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3.1「意匠が具体的なものであることの要件」参照）。

4.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有している場合であって、総合的に判断してもいずれが正しいのか判断することが不可能なときであっても、その記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備と認められるときに、不備のない記載に訂正する補正について、審査官は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する（第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3.1「意匠が具体的なものであることの要件」参照）。